

役員等の報酬等に関する規程

役員等の報酬等に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人本郷福祉会（以下「この法人」という。）定款第8条及び定款第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、理事長をいう。
- (3) 非常勤役員等とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬及び費用をいう。
- (5) 費用とは、職務のため出張したときの交通費及び旅費をいう。

(報酬の支給)

第3条 役員等には、その勤務形態に応じ、報酬を支給するものとする。

- (1) 理事長 報酬
- (2) 理事、監事 報酬
- (3) 評議員 報酬

(報酬等の額の算定方法)

第4条 役員等に対する報酬等の額は、次の各号に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 報酬 別表第1及び別表第2に定める額
- (2) 費用 旅費規程に基づく額

(当法人職員給与との併給)

第5条 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規程に基づく役員報酬は支給しないものとする。

(報酬の支給方法)

第6条 役員等に対する報酬の支給の時期は、次の各号に掲げる役員等の区分に応じ、当該各号に定める時期とする。

- (1) 常勤役員 毎月25日（その日が休日に当たるときは、給与規程第7条に準じた日）ただし、日割り計算による場合は、非常勤役員等に準ずる日
- (2) 非常勤役員等 翌月25日（その日が休日に当たるときは、給与規程第7条に準じた日）

- 2 報酬は、現金をもって本人に支払うものとする。ただし、本人から申出があったときは、本人が指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
- 3 報酬は、法令の定めによるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬の日割り計算)

第7条 新たに常勤役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 常勤役員が月の中途において就任し、又は退任し、若しくは解任された場合における報酬の額については、1日当たり15,000円に勤務日数(20日を上限)を乗じた額を支給する。
- 4 常勤役員が病気等により、月の勤務日数が12日を下回る場合には、1日当たり15,000円に勤務日数を乗じた額を支給する。
- 5 第2項の規定にかかわらず、常勤役員が死亡により退任した場合には、その月までの報酬を支給する。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則

この規程は、平成29年6月16日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

別表第1（第4条関係）

役員区分	報酬の額
常勤役員（理事長）	月額 300,000円

別表第2（第4条関係）

（1）評議員

区 分	報酬の額
評議員会への出席	日額 5,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	日額 5,000円

（2）理事

区 分	日 額
理事会への出席	日額 10,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	日額 10,000円

（3）監事

区 分	日 額
理事会への出席	日額 10,000円
監事監査等への出席	日額 10,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	日額 10,000円

※別表第2の日額については、同日に複数区分の業務を行った場合であっても報酬を合わせては支給しないものとする。

役員報酬等の総額の決定について

定款第21条の規定により、役員に支給する報酬等の総額を次のとおり決定し、平成29年4月1日以降に支給される報酬等金額より適用する。

区分	人数	年総額（最高限度額）
理事	6名	3,820,000円以内
監事	2名	240,000円以内

職員を兼務する理事の職員分の給与は含まない。